

玉村町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

平成22年10月6日町長決裁

(設置)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の改定に関し、住民等の意見を反映させるため、玉村町都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、都市計画マスタープランの原案を審議し、その結果を町長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、おおむね15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び関係団体代表
- (3) 住民の代表
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は、第3条第1項第1号に掲げる者をもって充て、副委員長は委員長が指名した者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又はかけたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、都市計画マスタープランの改定が完了する日までとする。ただし、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員の身分を失う。また、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市建設課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、町長決裁の日から施行する。